泊村監査基準をここに公布する

令和２年５月１日

泊村長　高　橋　鉄　徳

泊村監査委員訓令第　１号

泊村監査基準

　　　　　　第１章　総則

　第１節　一般基準

（目的）

第１条　この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う村の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、議会及び村長又は関係する行政委員会等（以下「村長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

（基本方針）

第２条　監査委員は、公正で合理的かつ能率的な村の行政運営確保のため、違

法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって村

行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

（監査委員の使命)

第３条　監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、村の財政に関する事務の執行及び村の経営に係る事業の管理又は村の事務若しくは法定受託事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について、監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び村長等に提出し、公表すること等により、民主的かつ効率的な行財政の執行に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与しなければならない。

（監査委員の責務）

第４条　監査委員は、村の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れ

た識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持

して、監査等を実施しなければならない。

２　監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

３　監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員

（以下「事務補助職員」という。）に対して必要な指示をしなければならない。

４　監査委員は、議会又は村長からあらかじめ意見を聴かれた場合には、真義誠実な態度で応じなければならない。

（事務補助職員心得）

第５条　事務補助職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次に掲げる事項に留

意しなければならない。

（１） 職責の重大性にかんがみ、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等（以

下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず村政の現状に関心を

持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努める。

（２） 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象に

ついてあらかじめ十分研究する。

（３） 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に

実施すること。また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

（４） 監査等の進捗状況は、絶えず、上司に報告し、重要事項その他疑義が

ある事項については、その都度指示を受ける。

（５） 監査等の終了後は、速やかに報告書を作成し、監査委員に報告する。

（６） 報告書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、

かつ具体的に記述する。

　第２節　実施基準

（実施の基本方針）

第６条　監査等の実施に当たっては、当該事業の執行が法令及び議決並びに予

算等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければ

ならない。

（計画的な監査等の実施）

第７条　監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定する

とともに、適切な実施計画を作成し、これに基づいて秩序整然と、適時に実施

しなければならない。

(監査等の調整)

第８条　監査等の計画の策定及び実施等に当たっては、個々の監査等に有機的

な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査等の実施手続の運用基準)

第９条　監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制

及び内部検査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。

２　試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定するものとする。

３　精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に監査

し、その正否又は適否を明らかにする。

（合理的証拠確保の基準）

第10条　監査委員は、監査項目の重要性、相対的危険性その他の諸要素を十分

考慮して、合理的な証拠を入手するまで監査等を実施しなければならない。

　第３節　報告基準

（報告・意見書の提出）

第11条　監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告

書、意見書（以下「報告書等」という、）を決定し、速やかに提出及び公表の

手続をとらなければならない。

（報告書等の作成）

第12条　報告書等には、監査委員の責任を明確にするために必要な項目を記載

する。

２　監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のない

よう留意しなければならない。

３　指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

（報告書等の提出以前の周知の禁止）

第13条　監査等の結果は、原則として、報告書等の提出以前に、村長等の関係

者以外の者に知らせてはならない。

　　　　　第２章　監査等の実施

　第１節　監査等の種類

（監査）

第14条　監査の種類は、次に掲げるとおりとする

（１） 定期監査（法第１９９条第４項の規定による監査）

毎会計年度少なくとも１回以上期日を決めて、次の事項について行うもの

ア　村の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかど

うかを主眼として実施するもの

イ　村の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかど

うかを主眼として実施するもの

ウ　必要に応じ､村の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設

計、施等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良

好であるかどうかを主眼として実施するもの

（２） 随時監査（法第１９９条第５項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの

（３） 行政監査（法第１９９条第２項の規定による監査）

必要があると認めるとき、村の事務又は法定受託事務（施行令第１４０条の５

に定める事務を除く。）の執行が、合理的かつ効率的に行われているか法令

等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時

に実施するもの

（４） 財政援助団体等に対する監査（法第１９９条第７項の規定による監査）

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施

設の管理受託者に対し、必要を認めるとき、又は村長の要求に基づき、当該

財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われてい

るかどうかを主眼として実施するもの

（５） 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第２３５条の２第２項又は公

企業第２７条の２第１項の規定による監査）

指定金融機関等に対し、必要を認めるとき又は村長若しくは公営企業管理者

の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契

約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの

（６） 住民の直接請求に基づく監査（法第７５条の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

（７） 議会の要求に基づく監査（法第９８条第２項の規定による監査）

要求に係る事務について実施するもの

（８） 請願の措置としての監査（法第１２５条の規定に関する監査）

議会が採択した請願の内、監査委員において監査することにより措置するこ

とが適当と認められるものについて実施するもの

（９） 村長の要求に基づく監査（法第１９９条第６項の規定による監査）

　要求に係る事務の執行について実施するもの

（10） 住民監査請求に基づく監査（法第２４２条の規定による監査）

　請求の内容について実施するもの

（11）村長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第２４

３条の２第３項又は公企業法第３４条の規定による監査）

　要求に係る事実の有無等について実施するもの

（12） 共同設置機関の監査（法第２５２条の１１第４項の規定による監査）

　共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経

営に係る事業の管理について、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が

実施するもの

（13） 財政健全化計画等に対する長の要求による監査（健全化法第２６条第

１項）

　村が財政健全化、財政再生計画又は経営健全化を定めるに当たり、財政の健全

化のために改善が必要と認められる事務の執行について、第９号の規定により実施するもの

（検査）

第15条　検査は、例月現金出納検査（法第２３５条の２第１項の規定による検

査）とし、会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳

出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の

在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務

が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

（審査）

第16条　審査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(１) 決算審査（法第２３３条第２項又は公企法第３０条第２項の規定による

審査）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は

事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施

するもの

(２) 基金の運用状況審査（法第２４１条第５項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用

が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(３) 普通会計の財政健全化審査（健全化法第３条第１項）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査する

もの

(４) 公営企業会計の経営健全化審査（健全化法第２２条第１項）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するも

の

（報告の聴取）

第17条　監査委員は、施行令第１６８条の４第３項又は地方公営企業施行令（昭

和27年政令第403号）第２２条の５第３項の規定により、指定金融機関等に

対する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求

めるものとする。

　第２節　監査等の事前手続

（監査計画の作成）

第18条　年間監査計画は、次に掲げる事項について定める。

(１) 年間における実施予定の監査等の種類及び対象

(２) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課等名（財政援助団体名）

(３) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

２　実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。

(１) 監査等の種類

(２) 監査等の対象事務等

(３) 監査等の対象期間

(４) 監査等の担当者及び事務分担

(５) 監査等の基本方針

(６) 監査等の実施場所及び日程

(７) 監査等の項目及び着眼点

(８) 監査等の実施手続の選択

(９) その他監査等の実施上必要と認める事項

（事前通知）

第19条　監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、村長等に対し、

監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

（資料要求等）

第20条　監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監

査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求

める。

（事前研究）

第21条　監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじ

め関連法規等の調査研究を行い、基礎知識をかん養かる。

２　前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握す

る。

３　前回までの監査等における指摘内容及び問題点を把握する。

（監査等の着眼点）

第22条　第１８条第２項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼

点は、全国町村監査委員協議会が定めた標準町村監査基準の別項に定める監査

等の着眼点のうちから適宜選択するものとする。ただし、監査等の対象により、

必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

　第３節　監査等の実施手続

（監査等の実施手続の選択適用）

第23条　監査等は、契約書、関係諸帳簿、証拠書類等に対して、次に定める監

査技術を選択適用し、通常実施すべき監査等の実施手続及び必要と認めるその

他の監査等の実施手続として実施する。

(１) 通常実施すべき監査等の実施手続

　ア　照合　証拠突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互

に突き合わせ、その記録又は正否を確かめること。

　イ　実査　事実の存否について、実地における現物検証、現場検証等によ

って直接検証すること。

ウ　立会　主として物品等の在庫高調査又は実施棚卸しを行う際に、現場

に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめること。

　エ　確認　事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関

係のない第三者の証言等をもって確認すること。

オ　質問　事実の存否又は問題点について、監査対象課等の職員等に質問して回答又は説明を求めること。

カ　分析　事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率

別、問題別等に分析して異常の有無を確かめること。

キ　比較　年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観

察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめること。

(２) その他の監査等の実施手続

ア　通査　帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発

見し、問題点を明らかにすること。

　イ　比率吟味　財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大

局的に判断すること。

　ウ　調整　源泉を等しく、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら２組の計数の過不足を追及し、両者が事実上一致するかどうかを確かめること。

エ　総合　諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断すること。

（監査等の実施手続の適用）

第24条　第１４条第１号から第５号まで、第１５条及び第１６条に掲げる監査

等における監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査

によって異常を発見した場合には、当該事項について必要と認めるときは範囲

を拡大して精査によるものとする。

（監査等の講評）

第25条　監査等に基づく監査対象課等の長に対する講評は、監査等の結果に関

する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

　　　　　第３章　監査等の結果

（報告書の提出及び公表）

第26条　監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告書を次の各号に掲

げる監査又は検査の区分に応じ、当該各号に定める者に提出し、公表しなけれ

ばならない。

(１) 第１４条第１号から第５号まで及び第１５条に規定する監査又は検査　議会及び村長等又は公営企業管理者

(２) 第１４条第６号に規定する監査　議会、村長等及び請求人の代表者

(３) 第１４条第７号、第９号及び第１３号に規定する監査　要求のあった議会又は村長

(４) 第１４条第１０号に規定する監査　請求人

(５) 第１４条第１１号に規定する監査　村長等又は公営企業管理者

(６) 第１４条第１２号に規定する監査　関係地方公共団体の長

(審査意見の提出)

第27条　決算審査、基金の運用状況審査並びに普通会計の財政健全化審査並び

に公営企業会計の経営健全化審査を終了したときは、審査意見書を村長に提出

しなければならない。

２　職員の賠償責任に関する監査の結果において、村長又は公営企業管理者か

ら賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見書を提出しなければ

ならない。

３　監査（第１４条第５号、第６号、第８号及び第１０号から第１３号までの監

査を除く。）の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関す

る報告に添えて、意見書を提出することができる。

（勧告）

第28条　住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、

議会又は村長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するととも

に、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（報告等の決定）

第29条　報告等の決定のうち、次に掲げるものは、監査委員の合議による。

(１) 第１４条第１号から第４号まで、第６号、第７号及び第９号から第１１号までに定める監査結果

(２) 第１６条に定める審査意見

（報告等の公表）

第30条　報告等のうち、第１４条第１号から第４号まで、第６号、第７号、第

９号、第１０号及び第１２号に定める監査については、速やかに公表しなけれ

ばならない。公表は、公告式条例（昭和25年泊村条例第３号）によるほか、

村広報に掲載するなど、広く住民に周知することができる方法により行う。

（報告書等の記載事項）

第31条　監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次に掲げる事

項を簡潔明瞭に記載する。

(１) 報告書の提出日付

(２) 監査等を実施した監査委員名

（３）監査等の種類

（４）監査等の概要

ア　監査等の実施期間

イ　監査等の対象とした課等又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団

体等にあっては団体名）

ウ　監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあっては採用してい

る会計基準）

エ　その他監査等の目的又は着眼点

オ　外部の専門家に監査の基礎となる事項の調査等を委託した場合、委託

した旨及びその結果

（６）監査等の結果

ア　監査等による事務の執行、事業の監査状況等についての意見

イ　指摘事項（指摘の事実、その告発理由、指摘の根拠等を分類整理する

とともに必要に応じて助言、注意事項等を付記すること。）

（監査等の結果報告後の処理）

第32条　監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、村長等か

ら適時措置状況報告を求めるものとする。

２　第１４条第１号から第４号まで及び第９号に係る村長等からの措置状況報

告は、これを公表しなければならない。

３　第１４条第１０号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は村長等か

ら必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ

公表しなければならない。

４　公表の方法については、第３０条後段の規定を準用する。

附　則

この訓令は　令和２年５月１日から施行する